

フラット35S(金利Aプラン)「耐久性・可変性」 長期優良住宅の適合証明手続きを変更します

中間現場検査通知書または適合証明書の交付日(合格日)が
平成25年10月1日以後になる申請手続きから適用

変更1

長期優良住宅に係る「認定通知書(写)」※の提出先が
金融機関から**適合証明検査機関**に変更となります。

フラット35S(金利Aプラン)「耐久性・可変性」の場合は、適合証明手続きでフラット35Sの適用ありと申請し、適合証明書交付前までに長期優良住宅に係る「認定通知書(写)」※を適合証明検査機関にご提出ください。

変更2

長期優良住宅の場合は、設計検査を省略できます。

設計検査を省略する場合は、次の2つの条件を満たしていただく必要があります。

- ①長期優良住宅に係る「技術的審査の適合証」を交付した機関で、フラット35の適合証明手続きを行うこと
- ②長期優良住宅に係る「技術的審査の適合証(写)」と「認定通知書(写)」※を上記①の適合証明検査機関に提出すること

フラット35S(金利Aプラン)「耐久性・可変性」の適合証明手続きの流れ(一戸建て等の住宅の場合)

変更2

次の2つの条件を満たす場合は、**設計検査を省略**できます。

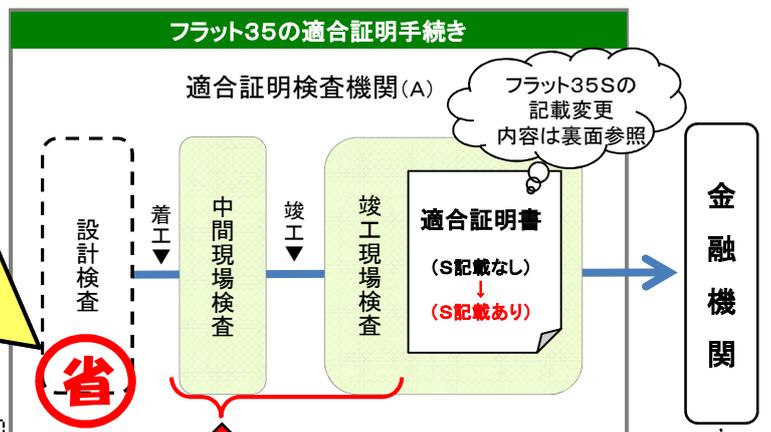
<条件1>

適合証明検査機関(A)
登録住宅性能評価機関(B) } 同一機関であること

<条件2>

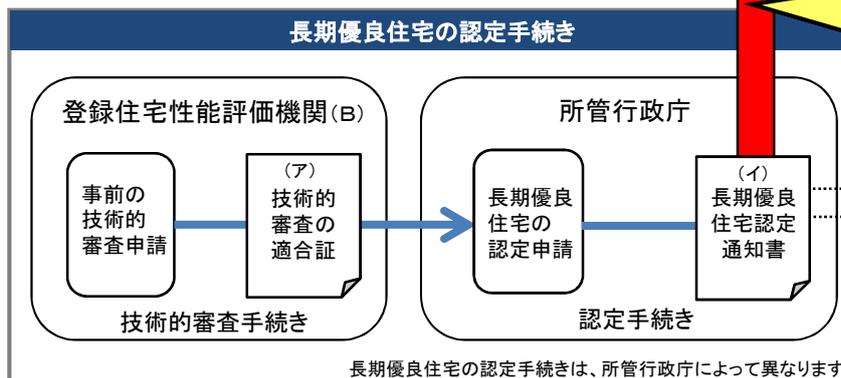
次の書類を、適合証明検査機関に提出(注)すること
「技術的審査の適合証(写)」(ア)
「認定通知書(写)」※(イ)

(注)住宅瑕疵担保保険又は特定工程の検査実施により中間現場検査を省略する場合は、竣工現場検査申請時にご提出ください。



変更1

提出先を金融機関から
適合証明検査機関に
変更



適合証明書、適合証明申請書など フラット35物件検査に係る書式が変更になります

設計検査通知書、中間現場検査通知書または適合証明書の
交付日(合格日)が**平成25年10月1日以後**になる申請手続きから適用



申請書について(改正前の申請書を使用する際の注意事項)

フラット35物件検査に係る申請書式(適合証明申請書や設計検査申請書など)は新しい書式※に変更となりますが、当分の間は現在の申請書式(改正前の書式)をご使用いただけます(共同建て住宅の場合は一部取扱いが異なりますので、ご注意ください(下記②参照))。

ただし、改正前の申請書式(適合証明申請書や設計検査申請書など)を使用する場合は、**フラット35S(金利Aプラン)「耐久性・可変性」**の申請有無に関わらず、①、②の事項に注意してください。

①一戸建て等の住宅、共同建て住宅に共通する注意事項

必ず、申請書[第一面]の連絡事項欄に**長期優良住宅の申請あり(又はなし)**と記載してください。

<記載例>

計画に関する変更
内容又は連絡事項

長期優良住宅の申請なし

②共同建て住宅の場合

竣工現場検査申請書・適合証明申請書(共同建て用)[第三面]のみは、適合証明書付表を兼ねる書式ですので、必ず**改正後の書式を使用**してください。

<改正前の適合証明申請書>

※フラット35Sの基準の適用【特に優良な住宅基準】(金利Aプラン)欄に「耐久性・可変性」の項目を追加しています。長期優良住宅でフラット35Sを申請する場合は、当該項目欄にチェックを入れて申請してください。



適合証明書について(新書式の適合証明書の確認方法)

平成25年10月1日以後に交付される適合証明書は、新しい書式であることが必要です。新しい書式であることは、次の①、②により確認できますので、是非、ご確認ください。

①適合証明日が、平成25年10月1日以後であること

②【特に優良な住宅基準】(金利Aプラン)「耐久性・可変性」の欄が追加されていること (フラット35S(金利Aプラン)「耐久性・可変性」の適用を希望した場合は、この欄にチェックが入ります。)

フラット35Sを
適用する基準
(フラット35登録マンション
以外の場合)

【優良な住宅基準】(金利Bプラン)

1.省エネルギー性
 2.耐震性(1.免震 2.免震以外)

3.バリアフリー性

4.耐久性・可変性

【特に優良な住宅基準】(金利Aプラン)

5.省エネルギー性
 6.耐震性 7.バリアフリー性

8.耐久性・可変性

<新書式の適合証明書>



フラット35物件検査に係る新しい書式や手続きについてご不明な点がある場合は、申請前に適合証明検査機関にお問い合わせください。